

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 12 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 2 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 9 月 9 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 15 日 午前 10 時 00 分 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 6 日 午前 9 時 40 分 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1,2	1,187,000 949,600	一括	237,400	8,757	2,901
1	608,000				
2	579,000				

物 件 目 録

1 所 在 宇部市床波一丁目

地 番 3 2 9 8 番 8

地 目 宅地

地 積 1 7 2 . 8 2 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 宇部市床波一丁目 3 2 9 8 番地 8

家屋 番号 3 2 9 8 番 8

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦葺平家建

床 面 積 7 5 . 8 3 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 8 . 7 9 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

物 件 明 細 書

令和 8 年 6 月 2 4 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者 A、同 B 及び同 C が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 宇部市床波一丁目

地 番 3 2 9 8 番 8

地 目 宅地

地 積 1 7 2 . 8 2 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1

2 所 在 宇部市床波一丁目 3 2 9 8 番地 8

家屋 番号 3 2 9 8 番 8

種 類 居宅

構 造 木造セメント瓦葺平家建

床 面 積 7 5 . 8 3 平方メートル

(附属建物)

符 号 1

種 類 物置

構 造 木造スレート葺平家建

床 面 積 8 . 7 9 平方メートル

共有者 A 持分 3 分の 1

共有者 B 持分 3 分の 1

共有者 C 持分 3 分の 1



令和8年（ケ）第4号
令和8年4月23日受理
令和8年6月5日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 宇部市床波一丁目
- 地 番 3 2 9 8 番 8
- 地 目 宅地
- 地 積 1 7 2 . 8 2 平方メートル
- 共有者 A 持分 3 分の 1
共有者 B 持分 3 分の 1
共有者 C 持分 3 分の 1
- 2 所 在 宇部市床波一丁目 3 2 9 8 番地 8
- 家屋 番号 3 2 9 8 番 8
- 種 類 居宅
- 構 造 木造セメント瓦葺平家建
- 床 面 積 7 5 . 8 3 平方メートル
- (附属建物)
- 符 号 1
- 種 類 物置
- 構 造 木造スレート葺平家建
- 床 面 積 8 . 7 9 平方メートル
- 共有者 A 持分 3 分の 1
共有者 B 持分 3 分の 1
共有者 C 持分 3 分の 1

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者B	1 本件建物には、現在、誰も住んでいません。 本件建物内に置いてある動産類は、亡くなった両親（D、E）が生前使用していたものです。小物類は処分しましたが、冷蔵庫、洗濯機、空の筆筒などが残っています。 2 本件建物は古い建物ですので、不具合がある箇所が多数あります。 3 本件建物の設備等で、リースを受けている物や、所有権留保が付けられている物はありません。 4 本件土地の境界に関して紛争がある等の問題はないと思います。 (令和8年4月30日付け回答書の要旨)
■所有者A	1 本件建物には、現在、誰も住んでいません。 2 本件建物に、特段の不具合はないと思います。 3 本件建物の設備等で、リースを受けている物や、所有権留保が付けられている物はありません。 4 本件土地の境界に関して紛争がある等の問題はないと思います。 (令和8年5月9日付け回答書の要旨)
■債務者兼所有者C	1 本件建物には、現在、誰も住んでいません。 本件建物内に置いてある動産類は、亡くなった両親（D、E）が生前使用していたものです。 2 本件建物に、特段の不具合はないと思います。 3 本件建物の設備等で、リースを受けている物や、所有権留保が付けられている物はありません。 4 本件土地の境界に関して紛争がある等の問題はないと思います。 (令和8年5月12日付け回答書の要旨)
■隣地（地番3298番7）所有者	1 私は本件土地に隣接する地番3298番7の土地の所有者です。 地番3298番7の土地は、私方の駐車場として利用しています。 2 私が所有する地番3298番7の土地（駐車場）と本件土地との間にあるブロック塀は、私が設置したものです。 このブロック塀は、本件土地との境界よりも、私が所有している地番3298番7の土地側に寄せて設置しています。 3 本件土地と私が所有している地番3298番7の土地との境界は、添付写真06に写っている丸い形の石の辺りだと思います。 (令和8年5月28日口頭聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

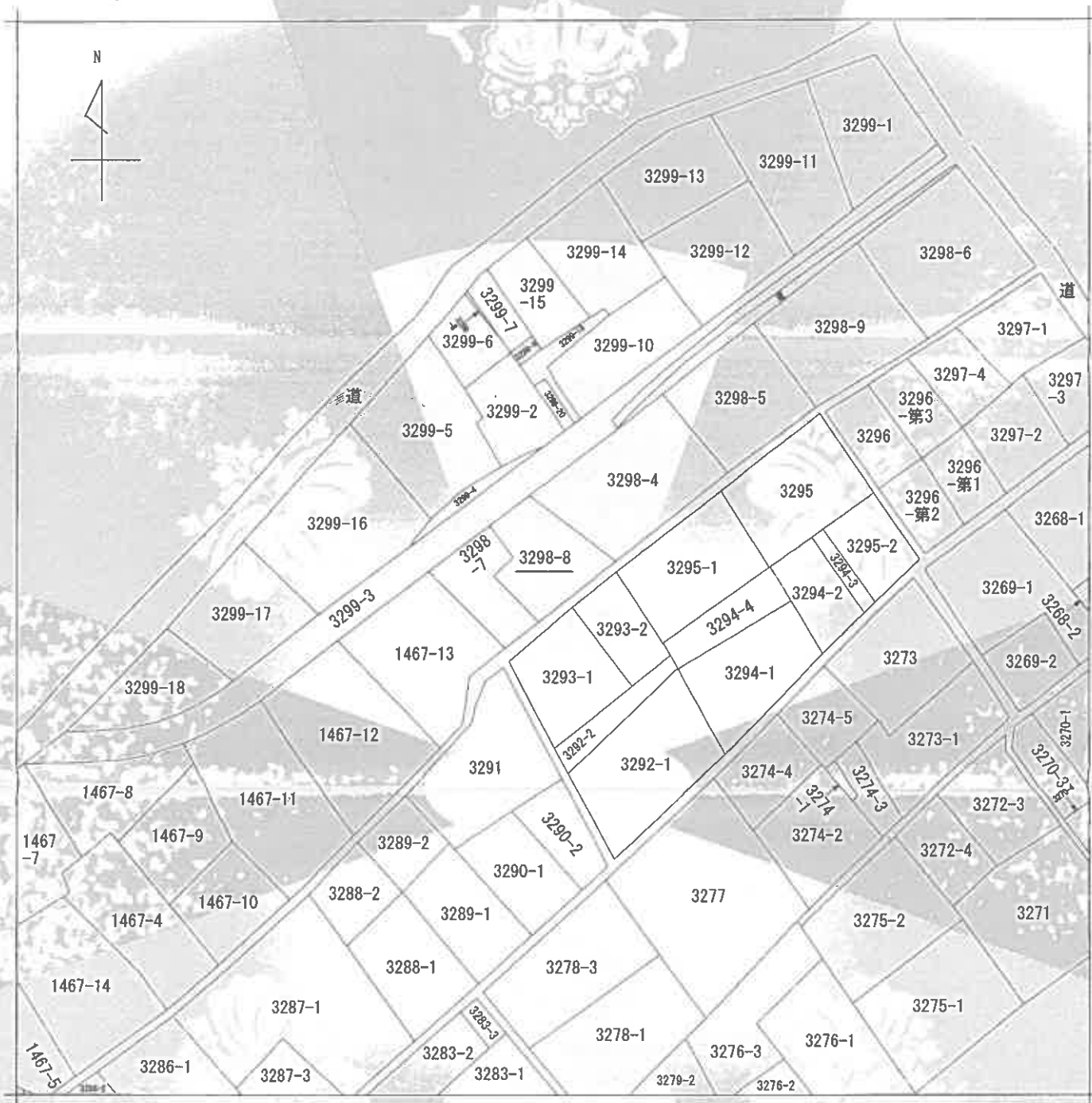
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、所有者A、B、Cが動産類を置いて占有しているものと認められる。
- 3 本件建物は、昭和36年頃に建築された建物であり、屋内のほぼすべての箇所で床が緩くなっているほか、天井板の一部が破損している箇所があるなど、全体的に老朽化が進んでいる。
- 4 本件建物のトイレ及び和室1は、他の部屋と通じていないため、他の部屋からトイレや和室1に行くためには、いったん玄関から外に出る必要がある。
- 5 現地での概測の結果、本件土地の形状は、概ね建物図面及び土地建物位置関係図のとおりであると思われるものの、本件土地については14条地図や地積測量図等の精度の高い図面が法務局に備え置かれていないことから、本件土地の形状を明らかにするには、隣地所有者等の関係人の立会いのもと、専門家による測量等を行う必要があると思われる。
- 6 本件建物の炊事場兼風呂場の南側に設けられている煙突及びその土台の全部又は一部が本件土地南側の通路にはみ出している可能性がある。
- 7 本件土地の北東角部分に電柱がある。
- 8 上記意見は、関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

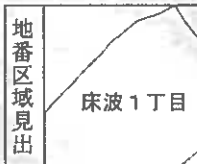
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月24日(金)	執行官室	宇部市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送
8年4月27日(月) 15:00~15:02	山口地方法務局	登記事項証明書・公図等交付請求
8年4月28日(火) 10:50~10:55	山口地方法務局	登記事項証明書・公図等受領
8年4月28日(火)	執行官室	所有者A、B、Cに対し、照会書郵送
8年5月2日(土) 8:30~9:20	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年5月8日(金)	執行官室	所有者A、B、Cに現況調査期日通知書郵送 評価人に間取図等資料郵送
8年5月28日(木) 9:30~10:00	物件所在地	物件調査(評価人、立会人、解錠技術者同行)、写真撮影、隣地所有者から聞き取り(口頭)
(特記事項) ■ 令和8年5月28日 目的物件は不在であったが、所有者らが本調査のために書き置いたと思われる「鍵を開けています」 との書き置きがあり、施錠されていなかったため、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宇都口市床波一丁目				地番	3298番8			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(山口地方税務局宇都支部管轄)

令和8年4月28日

山口地方税務局

登記官

請求番号：3-1

(1/1)

縮小 (A3-A4)

(6 枚目)

公用

登記年月日：平成16年2月17日

公用

令和8年4月28日

山口地方裁判所

登記官

(7 後面)

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(山口地方裁判所支部支局管轄)

各階平面図

平成16年2月17日登記

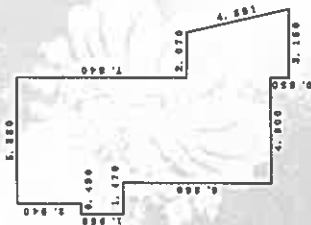
建物図面 (各階平面図)

家屋番号 3298番8

建物の所在 宇部市大字西波字新福3298番地8

床波一丁目

主たる建物



求積表

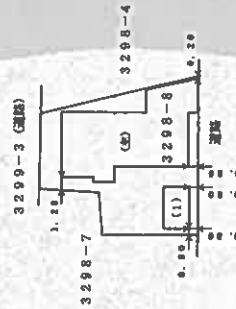
5.880 X 2.940	=	17.287200
6.370 X 1.960	=	12.485200
4.900 X 2.940	=	14.406000
(6.370 + 7.358) X 3.920/2	=	29.062800
(2.958 + 3.160) X 0.880/2	=	2.595900
合計		75.837180
床面積		75.83㎡

附属建物 符号 1



求積表

3.760 X 2.340	=	8.798400
床面積		8.79㎡



作製者 土地家屋調査士

山口県土地家屋調査士会
(平成16年2月17日作成)

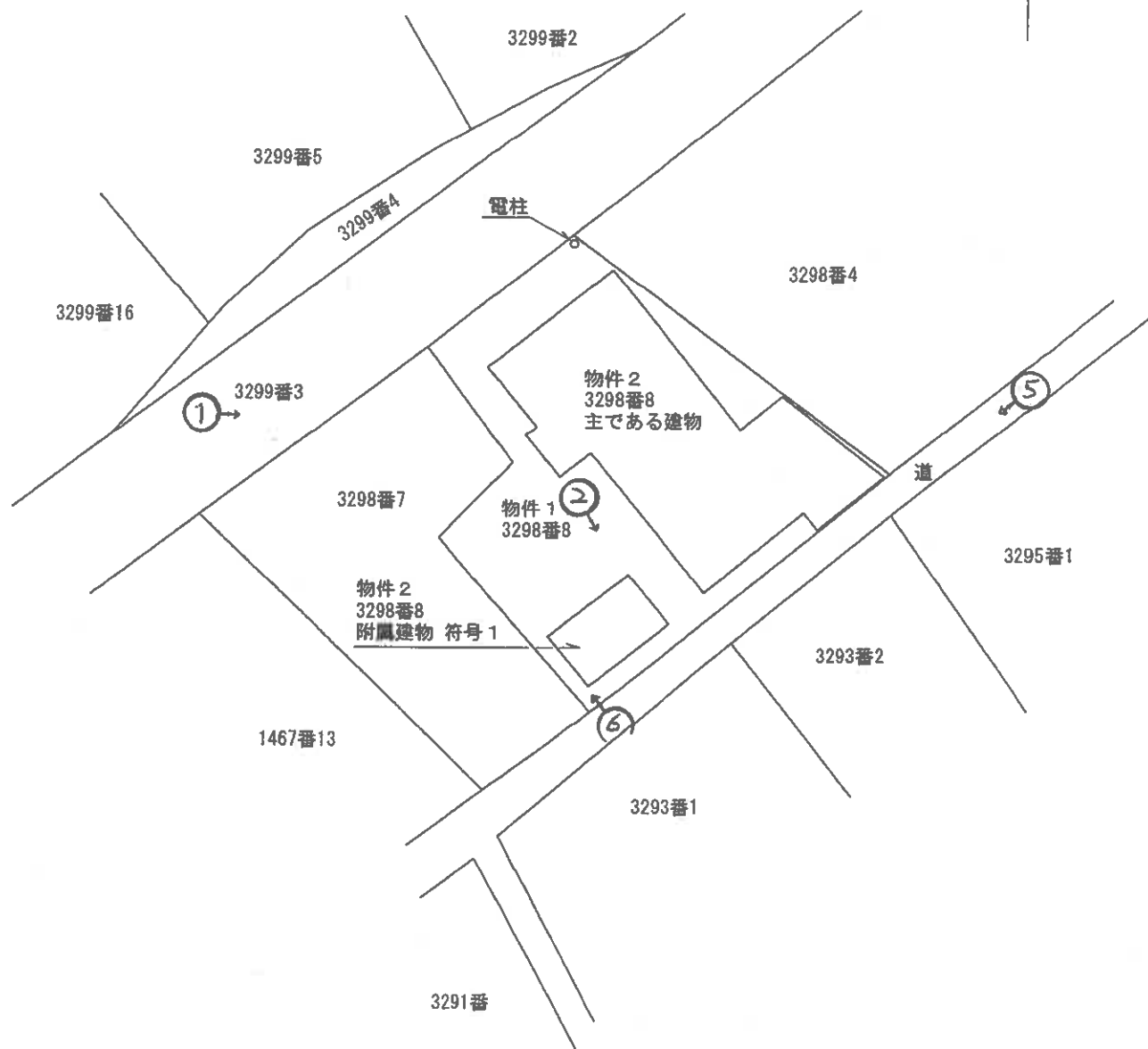
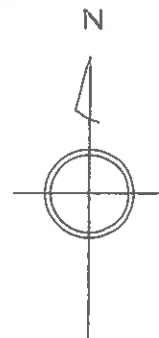
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会 用紙

0025493



※ 評価人作成図面

写真撮影位置方向

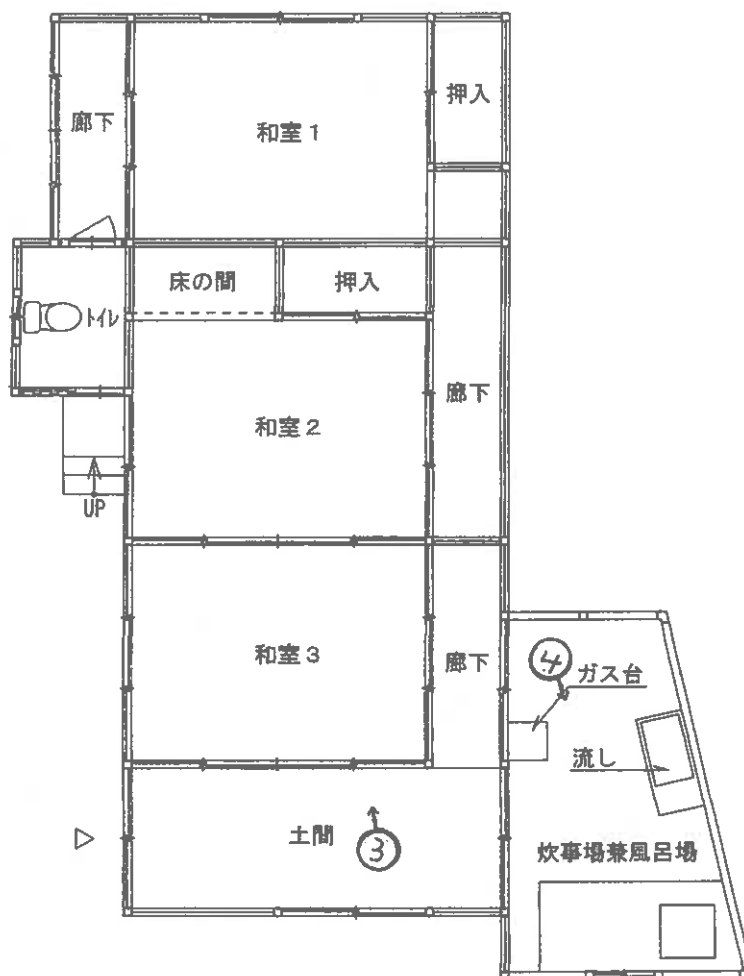
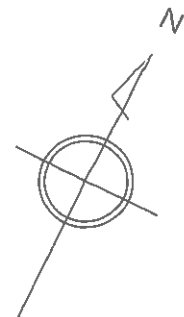
縮尺：約1/250

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

令和8年(ケ)第4号

土地建物位置関係図



主である建物



附属建物 符号1

目視可能な範囲に基づいて、間取りの概要を示すことを趣旨として作成した図面であり、精度の高いものではない。

※ 評価人作成図面

写真撮影位置方向

事件番号	令和8年(ㄱ)第4号	
家屋番号	3298番8	縮尺：約1/100
間 取 図		

(9 枚目)

電柱

本件建物（主である建物）



写真01

本件建物（主である建物）の外観



写真02

本件建物（附属建物符号1）の外観



写真03

土間から和室3及び和室2を撮影（手前が和室3、奥側が和室2）



写真04

炊事場兼風呂場

煙突・土台



写真05

本件建物炊事場兼風呂場の南側に設置されている煙突及びその土台が通路にはみ出していると思われる状況



写真06

隣地（地番3298番7）所有者が指示した本件土地との境界付近の状況

隣地（地番3298番7）

隣地所有者が指示した位置付近

（// 枚目）

令和8年(ケ)第4号

令和8年5月28日 現地調査

令和8年6月15日 評 価

山口地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤井 正隆

第1 評価額

一括価格			
金 1,187,000 円			
内訳価格			
物件1(土地)	金	608,000	円
物件2(建物)	金	579,000	円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	宇部市床波一丁目 3298番8 宅地 172.82 m ² 共有者 A 持分3分の1 共有者 B 持分3分の1 共有者 C 持分3分の1	左記にほぼ同じ
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 (附属建物) 符 号 種 類 構 造 床 面 積	宇部市床波一丁目3298番地8 3298番8 居宅 木造セメント瓦葺平家建 75.83m ² 1 物置 木造スレート葺平家建 8.79m ² 共有者 A 持分3分の1 共有者 B 持分3分の1 共有者 C 持分3分の1	左記にほぼ同じ
番号	特 記 事 項		
	※法務局備付の公図及び建物図面等を基に現地で位置・形状・面積等の確認を行い、土地建物位置関係図等の図面を作成しているが、土地については概ね建物図面のとおりであると思われるため、評価においては公簿面積を採用することとしたが、境界等に不明確な部分が存するため、面積・形状等を明確にするためには関係者立会の下で専門家による測量等が必要と考える。また建物については概ね建物図面のとおりであると思われるため評価においては公簿面積を採用することとしたが、建物の床面積等を明確にするためには専門家による測量等が必要と考える。		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 宇部線『床波』駅の南西方約320m【道路距離】 最寄バス停『床波』の南西方約230m【道路距離】	
付近の状況	対象地はJ R 宇部線『床波』駅の南西方約320m付近に位置し、中規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域に存する。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的条件を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域(非線引区域) 近隣商業地域 80% 200% 準防火地域 附置義務駐車場の指定有、居住誘導区域、高潮浸水想定区域(0.5～3.0m未満、1階床下～2階床下)、高潮浸水継続時間(12時間未満の区域)
画地条件	物件1 面積 172.82㎡ 間 口 : 約 15m 奥 行 : 約 14m 形 状 : 不整形 接面状況 : 二方路地 地 勢 : 平坦地	
接面道路の状況	①物件1の北西側 幅員 約3.8m 舗装 市道 高低差 等高 ※建築基準法第42条第2項道路(道路中心線から2mのセットバックが必要) ②物件1の南東側 幅員 約1m 未舗装 道路 高低差 ほぼ等高 ※建築基準法上の道路ではない	
土地の利用状況等	現状は物件1は物件2の建物の敷地 隣地は戸建住宅等 発令外建物 なし	
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管 : なし 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	※ 埋蔵文化財包蔵地の指定：宇部市教育委員会への照会によれば、当該地は指定地域対象外であり、埋蔵文化財の包蔵地である可能性は少ないと判断するが、究極的には当該個別的要因は不明につき考慮外として評価する。 ※ 土壌汚染について：山口県宇部環境保健所への照会、地歴、現地調査等により調査した範囲においては、土壌汚染の可能性は少ないと判断するも、究極的には当該個別的要因は不明につき考慮外として評価する。 ※ 本件土地には土地建物位置関係図記載の場所に電柱が存する。
----------------	---

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記簿記載)： 昭和36年月日不詳 新築 ： 昭和44年月日不詳 増築 経過年数： 約65年 経済的残存耐用年数： 経済的耐用年数を超過と判断
仕 様	構 造： 木造平家建
	屋 根： セメント瓦葺
	外 壁： 縦羽目板等
	内 壁： 砂壁、クロス等
	天 井： 竿縁天井、クロス等
	床： 畳、土間コンクリート等
	設 備： 給排水設備、キッチン、トイレ、風呂等
	そ の 他： -
床面積(現況)	第3 目的物件欄記載のとおり。
現況用途等	現況用途： 居宅 間 取 り： 別添間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	※保守管理の状態は極めて劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	※ 本件建物は新築後約65年経過しているが、全般的に老朽化が著しく、外壁、内壁、床、建具等の破損、汚損が顕著であり、保守管理の状態は極めて劣るため、十分に留意が必要である。なお雨漏りその他建物の瑕疵(アスベスト含有建材の有無、白蟻等の害虫の有無等を含む)については詳細不明である。 ※ 附属建物符号1について、種類：物置、構造：木造スレート葺平家建、床面積：8.79㎡、建築年月日：平成10年2月25日新築、経過年数：約28年、経済的残存耐用年数：経済的耐用年数を超過と判断。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ＝オ
1	17,900	91 / 100	172.82	60 / 100	1,689,000
合 計					1,689,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 宇部（県）-1

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $21,500 \text{ 円/㎡} \times 100.8 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 120 = 17,900 \text{ 円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：方位による補正。

◇ 地域格差：街路・交通・環境・行政的条件等を考慮した。

イ 個別格差： 下記のとおり。

物件1

個別的要因	個別的要因(細項目)	増 減 価 率
画地条件	形状	▲ 10 90 / 100
画地条件	方位	1 101 / 100
個 別 格 差 (相乗積)		91 / 100

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件 番号	再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現 況 延 床 面 積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ＝エ
2	175,000	75.83	0.02	265,000
附属 建物 符号1	135,000	8.79	0.02	24,000
合計				289,000

イ 現況延床面積：登記数量

ウ 現価率： 本件建物は経済的耐用年数を超過していること等を考慮し、建物維持管理の状態、内部立入調査による観察等に基づいて、現価率を査定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,689,000	40%	法定地上権	676,000
				676,000

イ 土地利用権等割合： 物件1の土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価 格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市 場 性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,689,000	▲ 676,000		1.00	0.60	608,000
2	289,000	+ 676,000	1.00	1.00	0.60	579,000
一 括 価 格 (合 計)						1,187,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格【宇部(県)ー1】

所 在 : 宇部市大字西岐波字江頭4190番10

価 格 : 21,500 円/㎡

位 置 : JR宇部線「床波」駅の南西方、道路距離約950mに位置する。

価 格 時 点 : 令和 7 年 7 月 1 日

地 積 : 396㎡

供給処理施設 : 水道・下水

接 面 道 路 : 北西側 7 m 市道 に接面

用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域、第1種中高層住居専用地域(建ぺい率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が多い郊外の既成住宅地域

2 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1 : 2,051,393 円

物件2 : 283,730 円

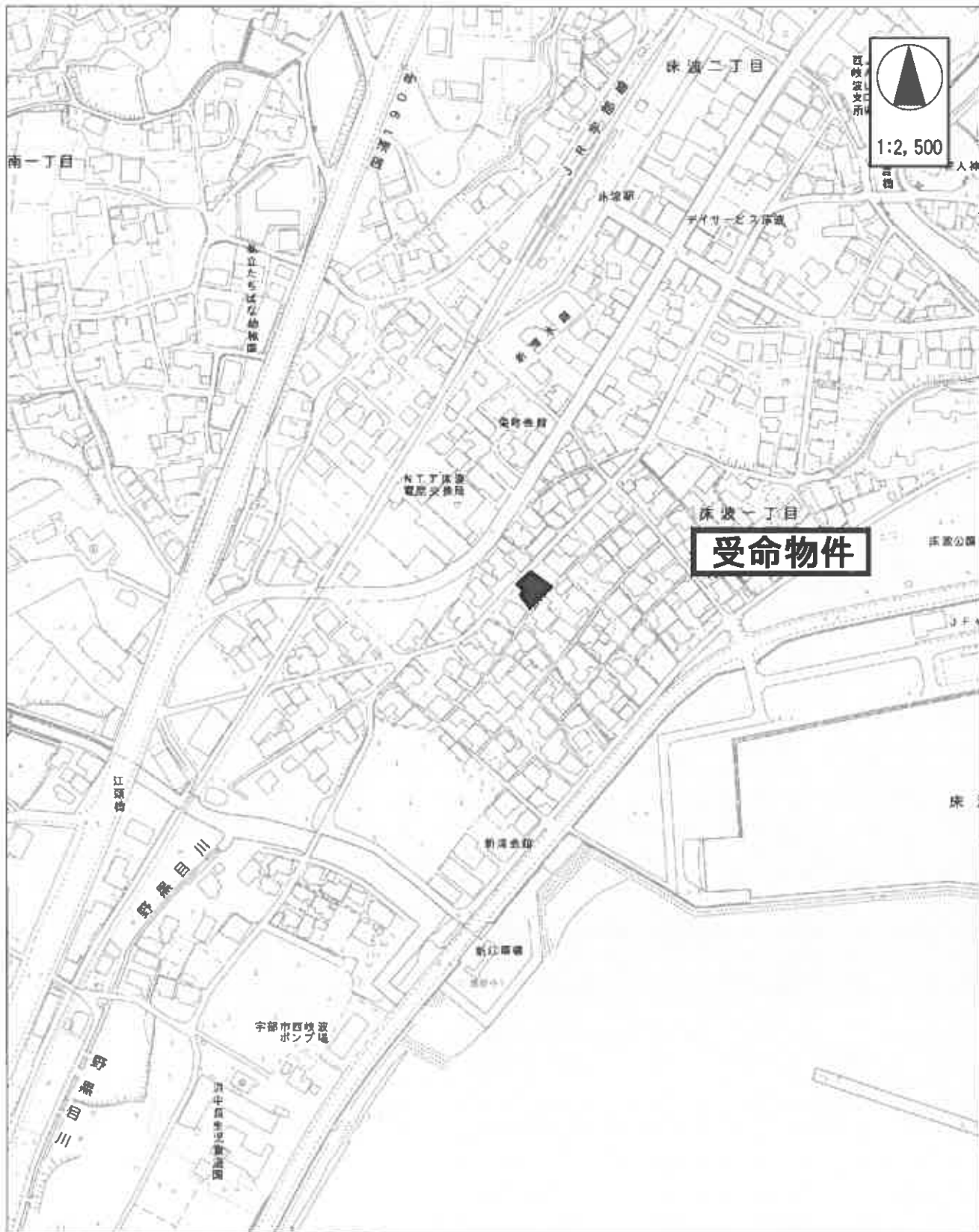
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(宇部市役所『宇部市地形図』縮尺1:2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図
- 5 間取図
- 6 現況写真【2枚】

以 上

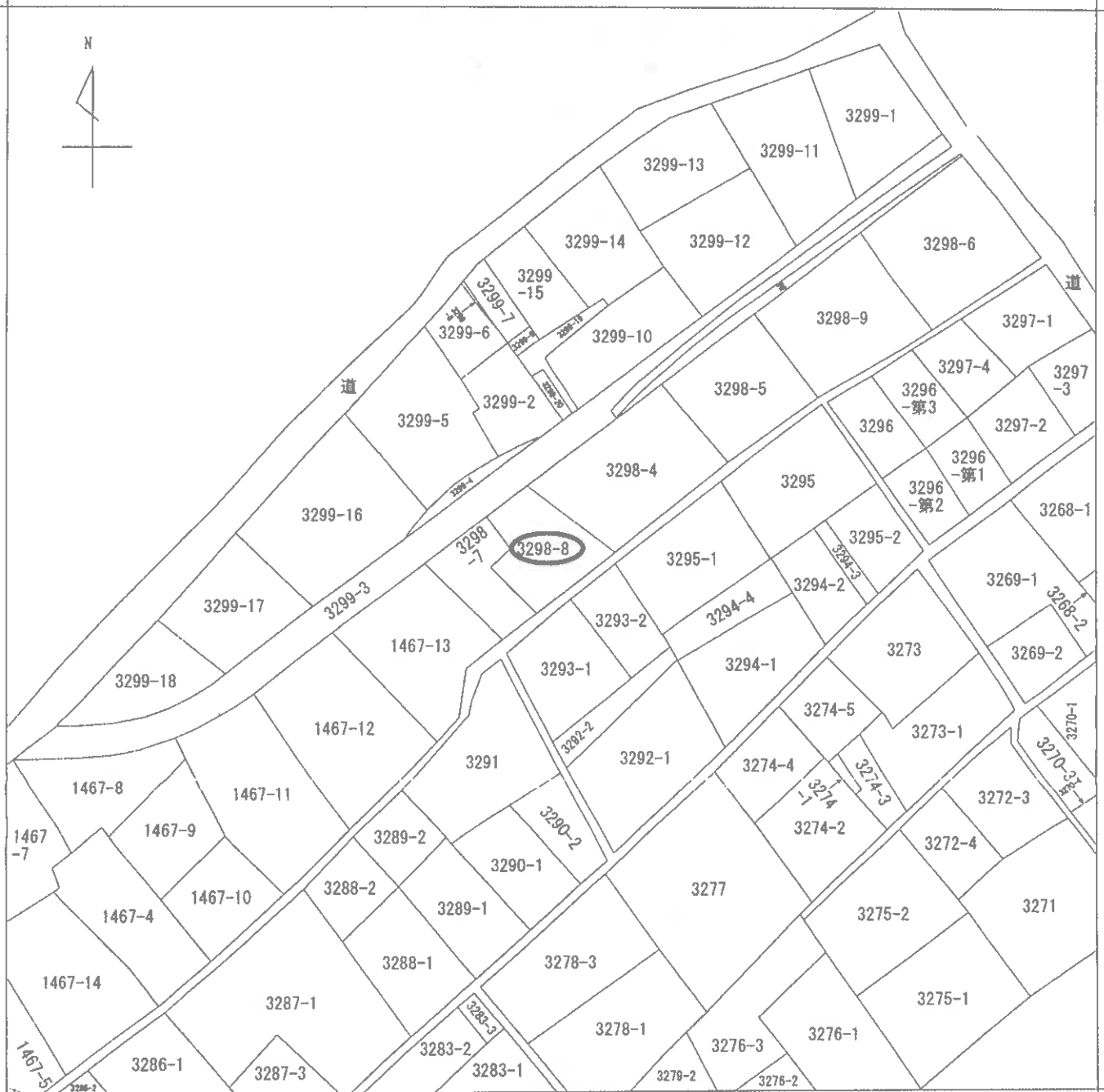
位置図



宇部市役所「宇部市地形図」より転載

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

イ 道



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宇部市床波一丁目				地番	3298番8			
出力縮	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

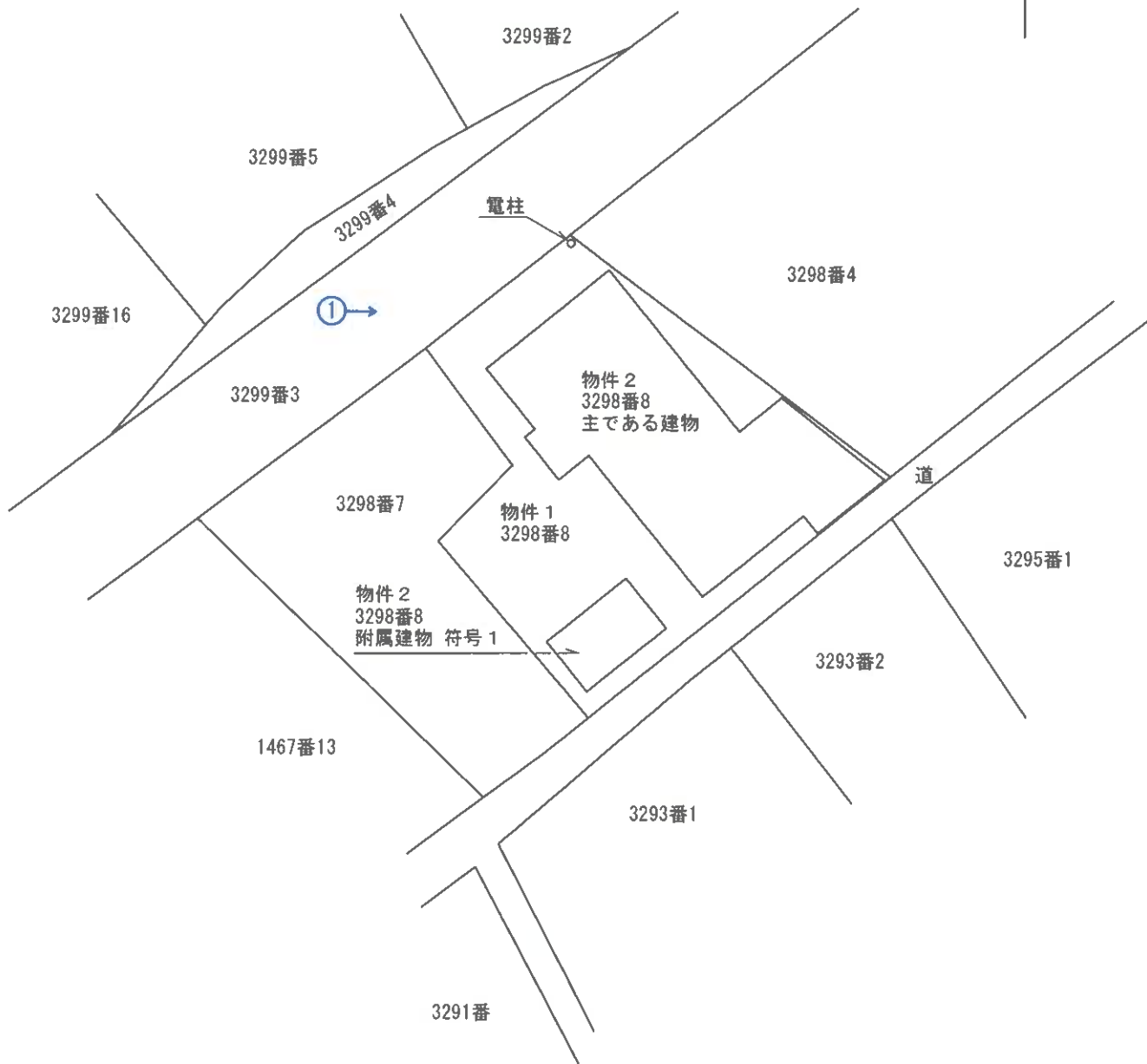
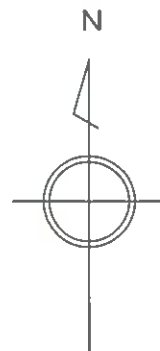
これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月18日
山口地方法務局宇部支局

地図整理番号：M02735

登記官





① → は、写真撮影位置

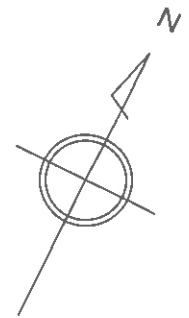
縮尺：約1/250

土地・建物位置の概略を示した図面であり、
実測図ではない。

事件番号

令和8年(㍻)第4号

土地建物位置関係図



事件番号	令和8年(々)第4号	
家屋番号	3298番8	縮尺：約1/100
間 取 図		



① 本件土地建物



② 炊事場兼風呂場

現 況 写 真